

議事 1 各務原市地域公共交通会議の役員選任 幹事会に関する規程について

(1) 役員の選任について

- 役員の選任（設置規約第6条第1項、第2項）
構成員の互選により、下記役員を置く。

委員長 1 名
副委員長 1 名
監事 2 名

- 役員の任期（設置規約第6条第3項）
7月1日から1年間とし、再任を妨げない。
補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 幹事会規程について

- 改正する規定
各務原市地域公共交通会議幹事会に関する規程（令和4年5月27日可決）第2条

- 理由
幹事会を開催すべき協議事項の整理をするため。

■新旧対照表

改正後	改正前
（会議） 第2条 交通会議の幹事会（以下「幹事会」という。）は、<u>交通会議で次の各号に定める事項について協議を行う場合に開催し、調整を行う。</u> <u>（1）地域公共交通計画に関する事項</u> <u>（2）コミュニティバスの再編に関する事項</u> <u>（3）その他委員長が必要と認める事項</u>	（会議） 第2条 交通会議の幹事会（以下「幹事会」という。）は、<u>_____次の各号に定める事項について協議及び調整を行う。</u> <u>（1）交通会議の会議に諮る協議事項及び報告事項</u> <u>（2）その他交通会議の目的を達成するために必要な事項</u>

各務原市地域公共交通会議幹事会に関する規程

(令和4年5月27日可決)

(趣旨)

第1条 この規程は、各務原市地域公共交通会議設置規約（以下「規約」という。）第10条第2項に基づき、各務原市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 交通会議の幹事会（以下「幹事会」という。）は、交通会議で次の各号に定める事項について協議を行う場合に開催し、調整を行う。

(1) 地域公共交通計画に関する事項

(2) コミュニティバスの再編に関する事項

(3) その他委員長が必要と認める事項

(構成員)

第3条 幹事会の構成員は、交通会議の委員のうち次の各号に掲げる者とする。

(1) 交通事業者

(2) 市民又は利用者の代表者

(3) 運輸行政

(4) 道路管理者

(5) 警察

(6) 各務原市

(7) 前各号に掲げる者のほか、交通会議が必要と認める者

附 則

この規程は、令和4年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年 月 日から施行する。